

原子力災害時の特重秘密情報の取扱いに係る確認について

1. 経緯

第7回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合において、短期的な課題として、次の方針が示された。

資料2-1 短期的な課題No. 1

○原子力災害発生時の特定重大事故等対処施設に関する情報の扱いについて整理する。

【原子力災害時の特重秘密情報の取扱い（考え方）（案）】

○原子力災害発生時における特定重大事故等対処施設に関する情報の取扱い

- ① 警戒事態に至った以降は、特定重大事故等対処施設に関する情報のうち、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生の防止、拡大の防止及び原子力災害の復旧に必要な情報について、原災法に基づく通報等において情報提供を行えることとしたい。
- ② この取扱いは、真に緊急事態が発生した場合に限ることとし、訓練においては平時と同じ情報の取扱い*としたい。

※平成28年度第25回原子力規制委員会臨時会議（平成28年8月2日）資料1-2「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について（案）」に準ずる情報の取扱い

○上記の考え方を踏まえ、具体的な訓練の実施方法について事業者防災訓練の計画時に確認する。

以上を踏まえて具体的な訓練の実施方法について検討しているが、上記方針を踏まえた前提条件の明確化が必要であることから、上記方針の具体的な考え方について確認させていただきたい。

2. 確認事項

(1) 対象について

上述方針①について、「原災法に基づく通報等において情報提供を行えることとしたい。」に記載された情報提供先の範囲は、次のいずれを対象としたものか。

また、この提供先の範囲は、AL以降、一律で情報提供先へ特重秘密情報*¹を公開するものか。（例えば、一般公開については住民避難が開始されるような事態であるSE以降とするような、事態規模に応じた段階的な公開を想定しているか。）

- a. 原災法に基づく通報に関して、原子力事業者防災業務計画等で予め定めた通報先
- b. 原子力災害対応の活動に係わるERC、OFC、関係自治体等の防災関係機関への情報提供
- c. 事業者のプレスリリースに基づく一般公開
- d. 防災関係機関のプレスリリースに基づく一般公開

※1：原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生の防止、拡大の防止及び原子力災害の復旧に必要な情報に限る。以下同様。

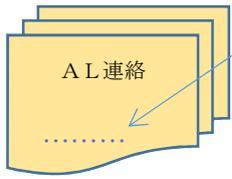
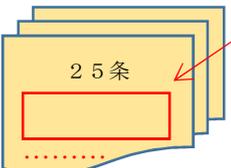
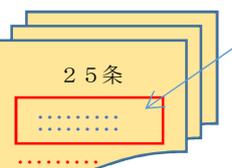
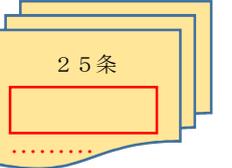
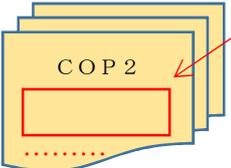
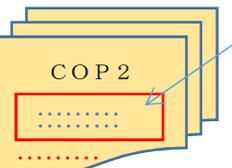
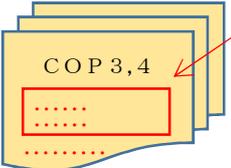
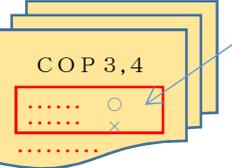
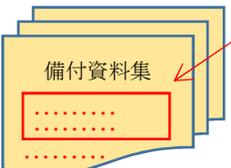
(2) 管理方法について

上述方針①について、特重秘密情報を含む帳票の社外発信において、その管理方法については、各事業者の社内ルールに基づく対応で良いか。

具体的には、上述（1）において、AL以降、一般公開可となった場合、特重秘密情報について、識別・管理する必要性そのものが無くなるが、各事業者においては社外発信の帳票については各々の運用を定めており、事業者毎の社内ルールに基づく情報発信方法となることについて、確認したい。関西電力の社内ルールに基づく運用案を添付1に示す。

以上

原子力災害時の社外発信する帳票の運用案

	事前準備 (事前準備なし) ※2	活動時 (実発災/訓練とも原則同様※1)
通報票 (AL) (10条)		 <p>AL判断理由について「特重設備の汎用名称」を用いて記入。 ※2</p>
通報票 (25条)	 <p>応急措置の概要欄について「特重秘密情報を含む恐れがあるため、取扱注意」を様式に記入。</p>	 <p>応急措置の概要について特重秘密情報を含む情報を記載する。</p> <p>なお、特重秘密情報が記載されない場合も、注記は消さずに残す。</p> 
COP 2 (戦略)	 <p>COP 2全体について「特重秘密情報を含む恐れがあるため、取扱注意」を様式に記入。</p>	 <p>COP 2について特重秘密情報を含む情報を記載する。</p> <p>なお、特重秘密情報が記載されない場合も、注記は消さずに残す。</p> 
COP 3 (設備)	 <p>COP 3, 4の様式として、予め特重秘密情報が記載されることから、「特重秘密情報を含むため、取扱注意」を様式に記入。</p>	 <p>COP 3, 4についてプラント状況を記載する。</p>
ERC 備付資料集	 <p>ERC 備付資料集として、予め特重秘密情報が記載されることから、「特重秘密情報を含むため、取扱注意」を様式に記入。</p>	 <p>(そのまま活用)</p>

※1：訓練時において、平常時の特重秘密情報管理のルールに基づき情報公開できない相手への通報訓練、プレス訓練については、模擬帳票等を用いて訓練実施。

※2：特重設備の汎用名称の記載要否については検討中。特重秘密情報が記載される場合は、他の帳票と同様に、予め様式に注記を記載する。